

## 令和2年度 鳥取市障がい者虐待防止・差別解消推進協議会

### 1. 資料

#### (1) 障がい者虐待の防止について

- ① 鳥取市における障がい者虐待の状況について……………資料1

#### (2) 障がい者差別の解消について

- ① 障がい者差別に係る鳥取県内の状況について……………資料2

福祉部障がい福祉課

鳥取市障がい者虐待防止・差別解消推進協議会委員名簿

任期：R2.7.1～R4.6.30

	団体名	役職	氏名
1	鳥取市社会福祉協議会	事務局長	前田 由美子
2	鳥取市民生児童委員協議会	副会長	木下 伸子
3	鳥取市自治連合会	監事	西原 牧夫
4	鳥取県弁護士会	高齢者・障害者の権利に関する 委員会委員長	水田 敦士
5	鳥取県東部医師会	理事	池田 光之
6	鳥取市地域自立支援協議会 地域移行・権利擁護部会	部員	護田 裕子
7	鳥取市基幹相談支援センター	主事	阿部 あずさ
8	とっとり東部権利擁護支援センター	理事	西山 靖代
9	鳥取市身体障害者福祉協会連合会	理事	安養寺 立志
10	鳥取市手をつなぐ育成会	専任理事	上田 明子
11	鳥取市精神障がい者家族会	理事	岡垣 春夫
12	鳥取人権擁護委員協議会	高齢者・障がい者人権部会会長	森 悦則
13	鳥取警察署	生活安全課長	仲山 彰裕
14	鳥取公共職業安定所	統括職業指導官	植田 彰夫
15	鳥取市人権教育協議会 企業部会	会員	山本 みどり

## 令和 2 年度 鳥取市における障がい者虐待の状況

(令和 2 年 4 月～令和 3 年 2 月)

○障がい者虐待に係る相談・通報対応件数 27 件

○上記のうち、「虐待を受けた又は虐待を受けたと思われると判断した事例」 5 件

	養護者による障がい者虐待	障害者福祉施設等 従事者等による障がい者虐待	使用者による障がい者虐待	合計
相談・通報・届出 受理件数	10件 (20件)	7件 (4件)	10件 (3件)	27件 (27件)
虐待を受けた又は虐待を受けたと思われると判断した事例	3件 (10件)	2件 (0件)	0件 (0件)	5件 (10件)

## 虐待の種別

	養護者による障がい者虐待	障害者福祉施設等 従事者等による障がい者虐待	使用者による障がい者虐待	合計
身体的虐待	0件(4件)	1件(0件)	0件(0件)	1件(4件)
性的虐待	0件(1件)	0件(0件)	0件(0件)	0件(1件)
心理的虐待	3件(5件)	2件(0件)	0件(0件)	5件(5件)
放棄・放任	0件(0件)	1件(0件)	0件(0件)	1件(0件)
経済的虐待	3件(4件)	1件(0件)	0件(0件)	4件(4件)
合計	6件(14件)	5件(0件)	0件(0件)	11件(14件)

※ ( ) 内は令和元年度の件数

※ 1件の事例に対し、複数の種別の場合があるため、虐待判断事例件数と一致しない

## 障がい者差別解消相談支援センターにおける相談状況（R1.11～R2.10）

## 相談件数

相談件数	相談者数
3	3

## 相談者の内訳

当事者	家族	支援者	その他
2		1	

## 相談形態の内訳

面接	電話	メール等
	2	1

## 相談時期

11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
	1			1						1	

## 相談事案が発生した場所

学校	職場	地域	医療機関	公共機関	その他
			1	1	1

## 他の相談機関の利用の有無

有	無
	3

## 相談内容の内訳

不当な差別的取扱い	合理的配慮の不提供	その他
1	1	1

## 終結の状況

有	無
2	1

[報告事例 1]

自治体ホームページに掲載されている相談窓口の連絡先一覧にファクシミリ番号が掲載されていない。

[当事者]

聴覚障がい者の当事者団体の職員

[報告内容]

当事者団体において運営している就労支援機関が自治体から指導監査を受けた。その際、重要事項説明書に記載されている相談窓口のファクシミリ番号を記載するよう指摘を受けた。

しかし、この資料の元となっている自治体のホームページには電話番号しか載っておらず、改善を求めたい。

[対応結果]

自治体に連絡後、直ちに改善された。

[報告事例 2]

代理投票などの選挙制度について広報等により周知を図るとともに、投票所の担当者に制度の周知徹底を図るように伝えてほしい。

[当事者]

盲聾者である A さん

[報告内容]

代理投票に関する匿名の電話相談

自治体の選挙の際、盲聾者である A さんは、家族と一緒に投票に行ったが、投票所の担当者から「ご自身の意思が伝えられない方は投票できない」と言われた。

これまでは、投票したい人の名前を記載した小さな紙を本人が持っていたら、投票所担当者が代理投票を行ってくれており、今回も同様にしていたが、対応してもらえなかった。

今までは投票できていたことや障がい者差別であることを伝えしたが、詳しい説明もなく、「意思が伝えられないと駄目だ」の一点張りで口論となった。

その後、自治体の障がい福祉担当課及び選挙管理委員会にも状況を伝えたところ、選挙から半年後、投票所の担当者から今後の対応について説明がなされた。

説明までに半年もかかっており、あまりにも遅い。

今後また選挙もあるので、県から自治体に対して、代理投票などの選挙制度について広報等を住民全体に知らせるとともに、各投票所の担当者に制度の徹底を行うよう話をしてほしい。

[対応結果]

自治体の障がい福祉担当課に連絡したところ、匿名で同様の電話があり、内容について承知されていた。

県から連絡があった内容について伝え、投票ができるように対応してもらおうよう依頼した。

自治体においては、広報誌において代理投票や点字投票も含めた選挙制度についての広報及び選挙事務を担う職員等を対象とした説明会を開催し、選挙制度の周知徹底を図る予定であるとの報告があった。

[報告事例3]

電話リレーサービスを利用し、サービスの解約手続きを依頼したが、対応してもらえなかった。

[当事者]

聴覚障がいのある A さん（ご夫婦ともに聴覚障がい者）

[報告内容]

B 事業者が提供しているサービスについて、A さんご夫婦がそれぞれに契約をしていたことから、一方の契約を解約するために、A さんが電話リレーサービスを利用し、手続きについて確認した。

B 事業者は、「本人が電話出来ない場合、身内の方か後見人の方から連絡をもらわないと手続きができない。電話以外に書類を郵送しての手続きも可能だが、その連絡も本人、身内の方、後見人の方からの依頼でなければ郵送できない。解約は電話で行うことができるが、電話リレーサービスでは受付ができない」とのことから、身内の方か後見人の方から電話してもらうことはできないかとのことであった。

A さんご夫婦はお二人とも聴覚障がい者だったため、電話による対応をしてもらうことができなかった。

[対応結果]

B 事業者を確認したところ、電話リレーサービスにより解約手続きを行うことができると分かったため、A さんは、再度電話リレーサービスを利用し、解約手続き（書類の郵送依頼）を行った。

B 事業者は電話リレーサービスの委託先である鳥取県聴覚障害者協会と面談を行い、今後は適切に対応していくと下記の点について謝罪された。

① 電話による解約手続きはできないにもかかわらず、できると伝えてしまった。（書類の郵送依頼は可能）

② 電話リレーサービスにより、解約手続きに関する書類を送ることができることになっていたが、内部の周知が不足しており、電話リレーサービスによる受付ができない（親族の方に電話してほしい）と伝えてしまった。

B 事業者の内部において、電話リレーサービスは本人として対応するよう情報共有を図った。

当事者へは、鳥取県聴覚障害者協会より謝罪が伝えられた。

電話リレーサービス(代理電話サービス)

手話通訳者がろう者等に代わって電話をかける仕組み  
(平成27年4月～)



- ※ ろう者等と聞こえる人が離れている場合に使います。
- ※ ろう者等は、テレビ電話、メール、FAXにより、聞こえる人に伝えたい用件を、手話通訳者に伝えます。
- ※ 手話通訳者はろう者等に代わって電話をかけます。

[報告事例4]

付き添いをつけての入院を希望したが、コロナ禍であるとのことから、付き添いを認めてもらえなかった。

[当事者]

身体障がい（肢体不自由）のあるAさん

[報告内容]

B病院に入院をすることとなったが、コロナ禍であり付き添いは不可と言われた。全身性の重度障がいで常時熟練した介護(手技等の習得に長期間を要する)が必要であり、これまでもB病院に年数回、付き添いをつけて入院していた。入院した場合、看護はしてもらえるが、必要かつ十分な介護はしてもらえない。

主治医は介護の必要性があると病棟と調整してくれたが、付き添いの許可が得られず、1週間通院して治療を行った。

コロナ禍ではあるが、同病院の一部の病棟では付き添いが行われている実態がある。

個室で対応するなど感染防止を徹底することもできると思うが、納得できる説明がない。

一律の判断ではなく、個別に判断してほしい。

今回は通院で回復したが、今後、今回と同様の状況で付き添い付きの入院ができるか不安。